

平成20年第9回教育委員会記録

平成20年6月11日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成20年6月11日(水)午後2時00分～午後2時27分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理 長者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育部 教育改革担当 森 仁司

庶務課長 中村 一郎 教課 育人事企画 種村 明頼

教育委員会事務局 筒井 鉄也 学校適正配置 徳 嵩 淳一
統括指導主事

学務課長 加藤 貴幸 社会教育 森 田 師郎
スポーツ課長

郷土博物館長 村上 茂 済美教育 小 澄 龍太郎
センター所長

済美教育 坂田 篤 済美教育 田 中 稔
七ツ副所長 統括指導主事

中央図書館長 和田 義広 中央図書館 末 木 栄
次長

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 8名

会議に付した事件

(報告事項)

- (1) 杉並区職員措置請求(特別補習に関する住民監査請求)監査結果について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区立井草中学校校舎改築検討協議会の設置について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

報告事項

- (1) 杉並区職員措置請求（特別補習に関する住民監査請求）
監査結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (2) 学校運営協議会委員の任命について・・・・・・・・・・ 6
- (3) 杉並区立井草中学校校舎改築検討協議会の設置について・・・・・・・・ 7

委員長 では、ただいまから、第9回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、安本委員にお願いします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、報告が3件となっております。

それでは、日程第1、報告事項の聴取に入らせていただきます。

初めに、「杉並区職員措置請求(特別補習に関する住民監査請求)監査結果について」の説明を庶務課長からお願いいたします。

庶務課長 それでは私のほうから、和田中学校地域本部が実施しております「夜スペシャル」、通称「夜スペ」に対する住民監査請求の監査結果につきましてご報告申し上げます。

本年3月24日に、地方自治法に基づく住民監査請求が提起され、5月28日、その監査結果が報告されてございます。概要についてご報告いたしますので、資料のほうをご覧ください。

はじめに、「請求の概要」ですが、請求人、請求書の提出日は記載のとおりでございます。

措置請求の要旨につきましては、大きく3点ございます。

まず1点目は、学校施設を使用したこの特別補習事業の目的外使用許可を停止させ、4月から同本格授業も許可処分を出さないこと。

2点目としましては、この間目的外で違法・不当に便宜供与した財産に関する費用を管理責任者に損害補填させること。

3点目としては、この有料授業に申し込んだ生徒・保護者に対して中止による弁済・慰謝料の支払い等「必要な措置」をとるよう杉並区長に対して勧告することを求めるものでございます。

その他に、個別外部監査契約に基づく監査を求めるとしております。

このうち、措置請求の要旨の3点目につきましては、要件審査の段階で要件を欠くことから却下され、1点目と2点目について受理されてございます。

監査項目としましては、使用料の免除を含む教育財産使用許可が違法または不当な便宜供与に該当するか否かを直接監査対象にし、管理責任者への損害補填を求めるか否かを判断するというものでございます。

次に、「監査結果と判断」についてでございます。

まず(1)でございますが、監査結果といたしましては、監査委員の合議により、本件措置請求における請求人の主張には理由がなく、請求を棄却すると決定されてございます。なお、個別外部監査の請求につきましては、請求を却下し、監査委員による監査が行われております。また、4月から許可処分を出さないことを求めていることについては、回復困難な損害を避けるため緊急な必要があるとは認められないことから、暫定的な停止勧告を行う必要はないと判断をされてございます。

次に(2)のところでございますが、監査結果の判断に当たりましては、請求人の主張が多岐にわたることから、争いのある本事業の実施主体、これをまず確定し、次に当該実施主体に対する学校施設の使用許可と使用料免除の是非を検討し、最後に残余の主張について一括して判断がなされております。

のところですが、本事業の実施主体についてです。これにつきましては、協定書や覚書などから見て、地域本部とすることに矛盾はない。本事業の最初の発意者が誰であれ、実施主体の認定に影響しない。

私塾が関与していることをもって本事業の営利性を判断するのではなく、社会教育活動と呼ぶにふさわしい事業が自立的に実施されているかどうかにある。

本事業は地域本部によって担われ、地域本部の自立性を確認できることなどからいって、営利事業と認定する理由はないとの判断が示されてございます。

裏面をご覧ください。

次に、のところですが、「学校施設の使用許可並びに使用料免除の適法性について」でございます。施設の使用許可については、試行期間中は教育財産管理規則に基づき許可をしておりましたが、本格実施に当たって、主に学校開放事業等に伴う規定を適用することといたしました。

はじめに、この適用条例等の変更についてでございますが、本事業は社会教育活動の一種として位置づけられることから、学校施設使用料条例及び同条例施行規則を適用しようとすることは正当であると判断をいただいております。

そして、本事業における学校施設使用料条例等の適用関係として、使用許可がなされることに疑いはなく、使用料は地域による学校支援組織の設立という強い政策的誘導の中で作られてきたことを考えると、免除とすることが妥当とも考えられること。

試行期間中の許可については、行政財産使用料条例施行規則により使用料を免除しておりましたが、杉並区立学校施設使用料条例施行規則と実質的に同様なため、使用料の免除を含めた許可処分は有効とみなすことが妥当であるとの判断をいただいております。

また、最後 では、「個別の論点について」として、請求人の個々の主張に対する判断がされておりますが、主なものとしては、目的外使用を認めた地方自治法の規定は、請求人が示している規定によって否定されるものではなく、また私塾はいかなる権利義務関係も有するものではない。杉並区教育財産管理規則が規定している許可の要件は、請求人が主張するような形ですべての要件を満たす必要はない。

請求人は、いかにも学校が関与しているという欺瞞的顧客誘引としているが、主張は認められないというものがございます。

その他の個別の論点といたしましては、目的外使用許可の会議日数について、また準備段階での本事業の位置づけについて、法令の本則のみを適用することについて、許可につける条件について、請求人の主張が否定されてございます。

最後に、「要望」といたしまして、政策的な理念と実務的な検討・準備がこの間十分になされていたのか、監査期間中に本事業の拡大等が行われたことについては、一定の配慮が求められるところではないか、監査結果の判断で触れた内容も含め、教育委員会に今後の検討を期待すると、監査委員からの要望が付されてございます。

今後も学校現場が児童・生徒のために創意工夫して取り組む事柄につきましては、できる限り実現できるよう支援をしてみたいというふうに考えてございます。

支援に当たりましては、監査結果を踏まえ、学校現場との事前協議を密にして、事前準備を十分行うよう努めるとともに、必要な指導助言を今後もしてみたいというふうに考えてございます。

監査結果の報告については以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いたします。

大蔵委員 監査委員は4人と聞きましたが、これはこの4人の方の全部の一致した意見ですか。

庶務課長 先ほど申し上げましたとおり、最後のその監査結果というのは合議で出させていただきましたので、一致した意見という形で認識をしてございます。

大蔵委員 概要をご説明していただいた限りでは、まあまあこのようなことだろうと思いますね。もっと全部詳しく見ないとわからないと思いますが、概要はこういうことだろうと思います。

それで、この3にあります「要望」というのは、私はこの和田中学校の問題が出ましたときに申し上げたとおりであって、私はこの3つのことは十分に考慮する必要があると思います。

委員長 ほかにございますか。

監査結果の報告が出た日付というのは、資料に明記されてないのですか。

庶務課長 先ほど5月28日という形でご説明申し上げました。

委員長 そうですか。でもここに書いてないですね。

庶務課長 そうですね。監査結果の本文のほうには20年5月という形では書いてございます。日付までは書いてございません。

委員長 28日というのはどこに書いてあるのですか。

庶務課長 結果の表面には5月としか書いてございませんので、これを監査委員事務局のほうから受けたのが5月28日ということでございます。

監査結果の本文をいただいたときかがみ文といたしますが、この監査委員の文書の通知文のほう

で5月28日という形になってございます。失礼いたしました。

委員長 だけど、こういったものというのは大事だから、そういうかがみ文を含めて一式にするのが妥当じゃないのですか。

庶務課長 わかりました。

委員長 だから、人の名前から請求内容から全部書いてあって、それでやっと正式な書類になるのじゃないかな。これじゃ誰が出したのかわからない。誰がいつ出したのかが。

庶務課長 一応監査結果につきましては、さっきちょっとお見せしました公文のかがみという形で5月28日付の日付でこちらのほうにご報告いただいています。その公文に基づく資料といたしまして、今お手持ちの監査結果について、これを監査委員のほうからいただいております。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 ございませんようでしたらお聞きしておくことにいたします。ありがとうございました。

次に、「学校運営協議会委員の任命について」のご説明を教育改革担当部長からお願いいたします。

教育改革担当部長 それでは、私のほうから、学校運営協議会委員の任命につきましてご報告させていただきます。お手元の資料のほうをご覧ください。

杉並第一小学校につきましては、去る3月26日の定例会におきまして、学校運営協議会を置く学校として新たに指定することを決定していただいたところでございます。

このたび、杉並区学校運営協議会規則第3条に基づきまして、杉並第一小学校における公募枠で選んだ委員を任命いたしましたのでご報告申し上げます。資料のほうをご覧ください。

公募委員以外の校長を含む委員8名の方々につきましては、既に当委員会にご報告しておりましたが、このたび、公募による教育委員会の選考手続を経て、お手元の資料記載のとおり、3名の公募委員を任命いたしました。当該校の協議会につきましては、今回の3名を加えた合計11名の委員により今後運営していただくこととなります。

なお、計画では、今年度、地域運営学校を3校、新規で指定することとしておりますが、残りの2校については、今後とも学校側との調整等を行いながら、目標の達成に向けて取り組んでまいります。

私からは以上です。

委員長 はい、わかりました。

では、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

大蔵委員 応募者は3人だったのですか。

教育改革担当部長 4名の応募がございました。しかしながら、お一方は、資格要件をお示ししておりましたが、具体的には募集校の通学区域と隣接の通学区域に在住在勤、在学する20歳以上の方ということで公募させていただきましたが、そのお一方は地域性の条件を欠くということで、今回選考に至らなかったという状況でございます。

委員長 どうぞ、ほかにございましたら。

大蔵委員 公募による委員の枠というのは、4人以下ということで、もう1人枠があるわけですね。

教育改革担当部長 4名以内となっています。

大蔵委員 もう1人あるわけですね。

教育改革担当部長 そうですね。

大蔵委員 そうしますと、その募集というのは常時しているということですか。

教育改革担当部長 いや、今回の杉並第一小学校の公募委員につきましては、2回実是一直行っておりまして、1回目は応募がなかったということで、追加で2回目を行って、4名応募があって、選考を経て3名の方を任命することといたしましたので、12名以内ということで規則で定めておりますが、当面、その11名による運営ということでお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

宮坂委員 途中で1名さらに入るということはあり得ないのですね。

教育改革担当部長 12名以内ということですので、現在11名ということで、特段運営に著しい支障があるという状況ではございませんので、今期は11名ということでお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

委員長 では、よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 どうもありがとうございました。

では、最後に、「杉並区立井草中学校校舎改築検討協議会の設置について」のご説明を学校適正配置担当課長からお願いいたします。

学校適正配置担当課長 私のほうからは、杉並区立井草中学校の校舎改築検討協議会の設置につきましてご報告を申し上げます。資料をご覧ください。

井草中学校でございますけれども、平成15年度に耐震診断調査をいたしました。2階建ての校舎、これは昭和53年に建設したものでございますけれども、そこを除き、4階建ての校舎は耐震上課題があるということで、昨年の杉並区の実施計画の改定の中で改築を計画化したものでございます。

そうした経過から、1の「目的」にありますとおり、協議会を設置をして、今年度基本計画案のプランニングに当たるといってごさいます。

2番の「改築に当たっての基本的な考え方」でごさいます、この間の小学校・中学校校舎改築の方針、そういったものに加えて、(2)では、特別支援学級、(3)では、この間のエコスクール化の取り組みを踏まえた施設整備の考え方、そうした今後の協議に当たりまして、こういった点を踏まえて進めるという基本的な考え方を示したものでごさいます。

5番には、「今後のスケジュール(予定)」として掲げておりますけれども、今年度、20年度に基本設計、21年度に実施設計を行い、22～23年度で改築工事をしてまいりたいと考えてごさいます。

別紙1は、協議会の設置要綱、別紙2が委員名簿になっております。また、別紙3でごさいます、現段階での大まかな協議会の検討スケジュールということで、概ね月1回のペースで、来年1月ごろには、基本計画案を取りまとめた報告書を教育長に提出いただきたいということで進めてまいりたいと存じてごさいます。

以上、簡単ですけれども、ご報告とさせていただきます。

委員長 では、ご質問、ご意見がごさいましたら。

大蔵委員 昭和53年だとしますと、78年ですよ。その部分は大丈夫だということですか。

学校適正配置担当課長 はい。

大蔵委員 それより古い分というのはいつできたものなんですか。

学校適正配置担当課長 昭和39年に鉄筋化して以降、40年、42年、43年、49年と増築してききました部分につきまして、耐震上の課題が指摘されたということでごさいます。

大蔵委員 これより古い校舎を持っている学校というのもあるのですか。昭和30年度から。

学校適正配置担当課長 中学校におきましては、井草中学校のこの現状の部分はかなり古いほうというふうにごさいます。

委員長 ほかにごさいますか。

これは要望なんですけれども、協議会が例えば基本設計のたたき台、同時並行にやるというから、設計の部隊はそっちはそっちでやるのだけれども、この間の方南小とか高井戸小を見せてもらうと、類似したコンセプトで、案外似たようなものができちゃっていて、それで別紙2の委員として、例えば、上野教授とか村上さんとか、今までの方がまた出てくるのだけれども、よくこういうときには、同じデザインではつまらないから感性に訴えて別の形が、こう出てくると。だからフランスあたりだと、もう1校1校全部変えちゃうというかな、最初から。同じメンバーが入っていたらやはり、作曲家と同じように、同じような曲が出てきちゃうわけだから、その辺の

いい意味でのばらつき、その辺考えてやるというところがあるのだけれども、そういうことはどういうふうに考えていらっしゃるのですか。無難だということはよくわかるのだけれども。

学校適正配置担当課長 この間ご視察いただきました竣工した高井戸小あるいは方南小、あれを見ていただいております。基本的な考え方と申しますか、中の仕様は一定程度整理されていながらも、デザインはそれぞれに違いがあったかなど。それがまさに設計業者の腕の見せどころというふうにご覧いただけます。

ただ、いま委員長からご指摘いただいたことも含めて、今後そういった基本設計の業者選定のあり方ということについては、今後の課題として受けとめさせていただいて、今回の井草中の改築に当たりましては、今のご趣旨も含めて、今後設計業者も選定してまいりますので、きちっと指導等を行って、改築の基本設計ということで進めてまいりたいと考えてございます。

委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、よろしく申し上げます。

では、以上で報告事項の聴取を終わります。

予定されました日程はすべて終了しました。

では、庶務課長よろしく申し上げます。

庶務課長 次回の日程でございますが、6月25日、水曜日、午後2時から定例会を予定いたします。よろしくごらんいただきます。

私からは以上です。

委員長 では、ご予約のほど、よろしく申し上げます。

では、これもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。